

男女ともに仕事と育児の両立ができる 『魅力ある職場』づくりのため専門家を派遣してほしい

柔軟な働き方制度等導入のための社会保険労務士派遣事業

各企業の目的に応じた社会保険労務士を派遣し、現状分析、目標の設定、目標達成のための取組の提案、助言・指導等のコンサルティングを行い、中小企業事業主における柔軟な働き方制度等の導入を促進します。

対象者

中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であり、柔軟な働き方制度等を導入することにより経営の向上を図ろうとする福岡県内に事業所を有する企業

内容

各企業の目的に応じた社会保険労務士を派遣し、現状分析、目標の設定、目標達成のための取組の提案、助言・指導等のコンサルティングを行い、中小企業における柔軟な働き方制度等の導入を促進する。

(方 法) 訪問支援、web会議ツールによるサポート等

(支援回数) 1社につき上限3回

(支援内容) ・テレワークや短時間勤務、時差出勤などの柔軟な働き方制度導入に係る就業規則や社内規程の整備

・国による両立支援等助成金の申請等に関する指導・助言 など

費用・回数

・派遣費用：無料

・派遣回数：3回まで

※1回あたり3時間以上

活用方法

利用を希望する方は、(公財)福岡県中小企業振興センターにお問い合わせください。

「専門家派遣申請書」等の様式は、下記ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ先

(公財)福岡県中小企業振興センター 企画調整課

TEL : 092-622-5432 FAX : 092-624-3300 E-mail : senmonka@joho-fukuoka.or.jp

HP : <https://www.joho-fukuoka.or.jp/sharoshi-haken/index.html>

